令和2年2月28日

自動車検査証の伸長に係る有効期間について

自動車検査証の有効期間の満了する日が「令和2年2月28日～3月31日」である

いいえ → 通常の車検：（今回の対象外）

はい

車検受検日が3月29日以前

車検証の有効期間が過ぎている

いいえ

①

通常の車検：有効期間は車検証満了日翌日から起算
例）令和2年3月21日→令和4年3月21日
（旧満了日）　（新満了日）

はい

②

通常の車検：有効期間は検査の日から起算
例）令和2年3月4日→令和4年3月3日
（受検日）　（新満了日）

車検受検日が3月30日以降※

※伸長の手続きは１ヶ月前（３月30日）から可能ですが、今回の伸長の主旨をふまえて、４月１日以降の申請をお願いいたします。

車検の伸長を希望する

いいえ

③-1（有効期間経過している）

通常の車検：有効期間は検査の日から起算
例）令和2年4月10日→令和4年4月9日
（受検日）　（新満了日）

③-2（有効期間経過してない）

通常の車検：有効期間は車検証満了日翌日から起算
例）令和2年3月30日→令和4年3月30日
（旧満了日）　（新満了日）

はい

④

車検伸長：有効期間の新満了日は令和3(4)年4月30日

前の自賠責保険の終期から伸長した期間の自賠責保険の加入契約も必要